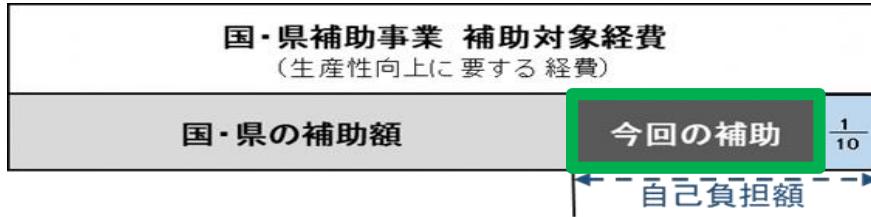


# 熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

生産性の向上に取り組み、従業員の賃上げを実施した事業者の皆様を支援します

## 補助金の概要

国または県の補助事業に係る補助対象経費のうち、**自己負担額を1/10まで軽減**  
**(上乗せ補助)**



1件につき  
最大  
**200**  
万円

$$(\text{国または県の補助事業に係る補助対象経費}) \times \text{補助率}^{\ast\ast} = \text{補助金額}^{\ast\ast}$$

(千円未満切り捨て)

※国または県の補助金の種類毎に「補助率」及び「補助金額の上限」を設定(詳細は熊本県ホームページを参照)

**申請期間：令和7年4月30日(水)から令和8年1月30日(金)まで**

※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

## 交付対象者の要件

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者(法人・個人)であって、次の①～③を全て満たす者

### ① 国または県の補助事業を活用した

- 令和6年5月23日以降に、県が指定する国または県の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること

### ② 全従業員の賃金を引き上げた

- 令和6年8月9日以降に、令和6年度の熊本県最低賃金を超える額<sup>※</sup>(時間額953円以上)に引き上げていること
- ※既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引上げを行った場合が対象  
〔 ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人及び同居の親族従業員、産休・育休・介護休業・休職中の従業員等を含みません 〕

### ③ パートナーシップ構築宣言を行った

- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録<sup>※</sup>していること

※登録方法等は、同ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)を参照

## 申請方法

熊本県ホームページから電子申請

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/233842.html>

※申請に必要となる添付書類は裏面を参照



二次元コード

## 問い合わせ先

補助金事務局コールセンター

**096-223-6801**

受付時間 9:00～17:00  
(土曜・日曜・祝日を除く)

# 熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

## 上乗せ補助の対象となる国または県の補助事業

国	熊本県
小規模事業者持続化補助金	くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	後継ぎ応援事業補助金
IT導入補助金	[注] ここに掲げる補助金であっても、「枠」・「コース」等によっては対象としないものがあります
中小企業省力化投資補助金	
事業再構築補助金	
事業承継・引継ぎ補助金	
事業承継・M&A補助金	
中小企業新事業進出補助金	



## 電子申請に必要となる添付書類

- ① 国または県の補助金に係る「採択日」がわかる資料
  - ➡ 採択通知書または採択者一覧など
- ② 国または県の補助金に係る「交付確定通知書」
- ③ 国または県の補助金に係る「最終的な補助対象経費」がわかる資料
  - ➡ 交付決定通知書または経費明細表など
- ④ 引き上げ前の「賃金台帳」の写し(従業員全員分)
- ⑤ 引き上げ後の「賃金台帳」の写し(従業員全員分)
- ⑥ 振込先口座の「通帳」の写し
  - ➡ 口座名義(カナ)が分かる見開き部分
- ⑦ 賃金引上げセルフチェックシート ※賃金の支払い形態が「時給」以外の場合のみ
  - ➡ 様式は熊本県ホームページに掲載あり
- ⑧ パートナーシップ構築宣言
- ⑨ 本人確認書類 ※個人事業主の場合のみ
  - ➡ 運転免許証(両面)など

審査の過程で①～⑨以外の書類の提出を求める場合があります

## II-3 持続的な成長・発展を目指す中小・小規模事業者に対する支援 【経済対策に合わせた独自の地域活性化策】

予算額30億56百万円（-）  
〔商工振興金融課〕

- 長引く物価高騰や深刻な人手不足等の影響により、地域を支える中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況が続く中、全国最大の引き上げ幅となった最低賃金への対応が求められている
- 持続的な成長・発展を目指し、生産性向上等に取り組む中小・小規模事業者を支援することで、稼ぐ力の強化と賃上げの好循環の実現を図る

### ＜事業概要＞

#### 1 くまもと型小規模事業者持续化補助金 新

- 全体事業費：26億円

##### ○事業内容

持続的な成長・発展を目指し、賃上げ原資の確保をはじめ経営課題の解決に前向きに取り組む小規模事業者に対して、次に掲げる取組みに要する経費の一部を補助

- ①コスト削減（省エネ設備の導入等）
- ②生産性向上（デジタルツールの導入等）
- ③売上増加（展示会への出展等）
- ④付加価値訴求（SNSを活用した広告等）
- ⑤人材確保（求人広告の掲載等）

※従業員数の規模に応じて補助上限額を設定

- 負担割合：県9/10 重点支援交付金 、小規模事業者1/10

- 事業主体：小規模事業者

- 事業期間：令和7～8年度

#### 2 中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金 拡

- 全体事業費：4億56百万円

##### ○事業内容

国・県の補助事業を活用して生産性・売上向上に取り組み、令和7年度の最低賃金引上げを受けて全従業員の賃上げを実施した事業者に対して、補助事業に係る自己負担分の一部を補助

- 負担割合：国 1/2～4/5※、県 1/10～2/5※ 重点支援交付金  
事業者1/10  
(※補助事業により異なる)

- 事業主体：中小・小規模事業者

- 事業期間：令和7～8年度

### ＜イメージ図＞

